

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年5月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	欠席
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、7名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

5番	吉原 範明	6番	澤野 敏久
----	-------	----	-------

議長

それでは議案一覧表に基づきまして、第13号議案から第16号議案までを一括して上程をいたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

第13号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

譲受人は[]に居住し、水稻と畑を耕作しています。

譲渡人は、体力の衰えにより営農が困難になっており、農地を耕作できる人を探していたところ、申請地を耕作することが可能な譲受人と話がまとまったため、本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術、農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれています。

続いて議案書3ページをご覧ください。

第14号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

続いて4ページをご覧ください。

【議案説明】

本件は、現在の[]及び[]の施設の老朽が著しく、建て替える必要がありました。

本市では保育所の統合を進めており、この2園も統合する計画がありますが、統合後の園児数は[]名で、4000㎡程

度の敷地が必要とされてきました。

申請者は統合する子ども未来園からこの土地が近いこと、園舎、運動場及び駐車場の敷地が十分に確保できること、既存の農村集落に近いことから、この土地を選定しました。

地図資料の12ページ目をご覧ください。

申請地の西側と南側、東側は、道路。北側が田となっているため、北側の部分には隣地の同意書が添付されています。

申請地の周囲にはコンクリートブロック、あと鉄筋コンクリートの擁壁を設置し、敷地乗り入れ部分については、側溝を設けて、雨水や土砂の流出を防ぎます。また、雨水は集水柵で集めて東側の水路へ排出します。汚水は公共下水へ接続して排出をします。

農地区分表をご覧ください。

農地区分表は、裏面左側6番オー（ア）-a-(b)で、鉄道駅から半径1キロ以内の円で囲まれる区域の宅地の割合が40%を超える区域に該当します。

許可の基準は、右側の34番、オー（イ）-bで、イ-（イ）-g-(a)の土地収用法その他の法律により土地を収用、または使用することができる事業に該当しています。

続いて議案書に戻りまして、5ページ目をご覧ください。

第10号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月は21件で6ページ目から掲載されています。1番から19番が農地中間管理機構の利用権設定。20番と21番が相対での利用権設定となっています。

また整理番号1番から5番が、犬山地区、6番と7番及び20番と21番が城東地区、8番から15番が羽黒地区、16番から19番が楽田地区の案件となります。

それぞれの配分について13ページ目以降に、記載がされています。

13 ページ目が、

14 ページが

15 ページが

16 ページが

17 ページが

18、19 ページが

20 ページが

続いて第16号議案、議案書の21ページ目をご覧ください。

農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。これについては別添の変更申出一覧と書いてある綴りをご覧ください。

整理番号1番

【議案説明】

建築の計画に関しては、事業者は現在でフランチャイズ契約によって店舗を出店しているところの店舗が撤退することになり、その代わりに、同じフランチャイズ契約の店舗を出す計画が本部であり、新しい店舗を出したいということで、そのオーナーになりたいということで申請がされています。

ページの1-5と書いてある、利用計画図2というのをご覧ください。

ここに書いてありますが、がから撤退するということになりまして、現オーナーは引き続きはしないということなので、新しく申請者がオーナーとなって、今度申出地ののところに新店を計画しているということになります。

建築計画として、建築面積が198.8㎡。木造平屋建てで駐車場9台を予定しています。

汚水は公共下水道へ接続して処理をする予定となっており、雨水は既設の側溝へ排水する予定となっています。

あと雨水については透水性アスファルトによって自然浸透をして吸収させる予定になっていて、農地北側に農地がありますがそちらの方に被害がないように処理をしていくということになっています。

資料が戻りまして、1-1のページをご覧ください。

そちらは農業振興地域、黄色に示した場所が農用地区域になっています。赤線で示した場所が店舗出店計画の場所となります。飲食店の間に挟まれているところになりまして北側に農地があるということです。

店舗を建築する上で利用者の利便性や需要が見込まれる場所として、条件としてこの土地の選定に当たりましたが、申出地以外の土地は所有者に売却の意思がないなどの理由から店舗の建築を断念しました。

申出地は県道■■■■と接しており、近傍に需要を見込むことのできる団地があるため、土地面積立地条件が良好であり、店舗の建築場所としてふさわしいということでやむを得ず農用地区域を除外するものとして申し出られています。

次がこちら別綴じの変更申出調書の方の2番。

農用地利用計画変更申出整理番号2番をお開きください。

【議案説明】

合計で6795㎡を除外する計画となっております。

建設計画としましては、工場及び倉庫の建築です。

建築面積としましては1962.61㎡。

鉄骨の2階建ての建物を1棟と、倉庫1棟の計画となっております。

駐車場につきましては、59台、内訳としまして、大型車8

農用地利用計画変更図、付図8号ですが、こちら地図中央から南東寄りの赤枠の斜線で囲まれた地域が、事業予定地となっております。

農地区域でございますが、東側が県道と接しておりますので、農用地区域の周辺部であると判断しております。

1枚めくっていただいて、3-2ページをご覧ください。

事業予定地の状況につきましては、記載の通りとなっております。

こちら3-2ページの右下の方ですね、写真の10、写真の8辺りをご覧ください。

こちらの事業予定地の西側の水田ですが、写真10写真8のあたりから取水口がありまして、水路の水を供給してるんですけども、今回、事業計画によってこちらの取水口がなくなるため、事業計画におきましては、

大変失礼いたしました。

ちょっと写真の方につきましてはちょっとただいま準備させていただきますので、申し訳ありません少々お待ちください。

利用計画図につきましてはページ3-5をご覧ください。

事業計画につきましては、工場棟及び駐車場の敷設費ということで利用計画図1の通りとなっております。

そしてこちらにも工場棟の北側の土地部分に資材置き場が敷設されるんですけども、そちらにつきましては、ページ3-6の利用計画図2の通りとなっております。

以上です。

議長

それでは、ただいまですね第13号議案から、第16号議案まで、一括の説明がございました。

これにつきまして、何か質問やご意見ありますでしょうか。

澤野委員

ちょっと私、この書類の作り方の流れがよくわからないもんでちょっとお聞きさせていただくんですけども。

整理番号で言うと1、2、3番なんですがね。変更の申請一覧表が、2番3番なんですけどが、利用変更申出書の2番の整理番号2のところ、農家状況のところ、耕作者は、XXXXXXXXXXになっとるんですよ。その時の経営面積は38万6647㎡になってる。今後、変更面積云々に差し引いて、38万1825㎡になってるわけです。次の整理番号3番を見ていただいて、同じく農家状況の中で、XXXXXXXXXXは同じく経営面積、2番と3番も同じ面積の経営面積なんですな。

もし2番目で、この面積を変更するというのであれば、3番の時の経営面積は差し引いた数字で載せるべきではないかなと思うんですけど、同じ面積で、計上されてるんですけどその辺どうかなどいうことをちょっとお聞きしたい。

事務局

はい。

澤野委員の質問にお答えさせていただきます。

こちら、澤野委員のご指摘の通り最終的な経営面積としましては、それぞれの除外面積を差し引いた面積ということで、計上するべきところでしたが記載の方はちょっと誤っておりますので、申し訳ありませんでした。

それで本来記載すべき形なんですけれども、事業計画としましては、多少の時間差があると思うんですけれども、現時点での経営面積ということで、こちらの38万6647㎡で、統計面積は、整理番号2番、3番も同一値でいいと思うんですが、この変更面積を除外した後の経営面積（変更後）のところは、それぞれの面積を引いた面積で計上するような形が正確であると思いますので、今後はそういった形で、記載の方はさせていただきます。

以上です。

澤野委員

了解しました。

議長

皆さんおわかりいただいたでしょうか。

事務局

そちらの申請の受け付けの際の農地法の整理として誤りがありましたので、今のご指摘の通り、営農規模の拡大という申請事由で、後程3条の申請を受け付けるべきだったのでこちらにつきましては、申請内容の方を修正させていただきたいと思えます。

なお今回この■■■■■さんの方で後程3条の申請及び売買取得をされるということにつきまして農地法上の問題というのは、特に問題はございません。

現在ですと下限面積というものは撤廃されておりますし、この■■■■■さんが水田を取得されるわけなんですけれども、その水田を耕作するにあたっての条件ですね、農業用の機械ですとか、農業的な経験という部分につきましては、確認しておりますので、農地法の3条の要件、許可要件につきましては、特に不備はないものと考えております。

議長

皆さんわかりですかね。

2ページ目のところでございますが。

2ページ目の農地法第3条の規定による許可申請書のところを譲受人が■■■■■さんで、その申請理由は、代替え農地となっておりますが、実は、先ほどもうお答えされたと思うんですが、その前に4月にかかった時に、■■■■■というところへお母さんが農地を売って見るわけです。

所有者はお母さんなんです。にもかかわらず、今回、代替え農地ということ、これはちょっと違うんじゃないですかという話なんですよね。

で、もしこれが■■■■■さんでいくならば、営農拡大という方法もあるものですから、申請内容を変えていただいて申請していただければいいんじゃないかということではないと思うんです。

ただ、ここどういふ議案として出ている代替え農地ということでは、ちょっと内容的に異なるんじゃないかという伊藤委員

からの質問でございました。

そういうことですねはい。

事務局

現状、農地法の3条の申請書につきましては、こちらの申請事由で記載している通り代替え地ってというような理由が記載されておりますので、その点につきましては、こちらの申請書の権利移転の事由を、先ほどの経営規模の拡大という理由で修正をさせていただきますして、申請書のほうも修正をさせていただきます。

事務局

すいません。大変議案にお見苦しいというところ、今の質疑も若干ちょっと不適切な部分があったかというところで、基本的には今まさにご審議いただいている状況だと思います。それを受けて基本的には今の議案としてはこういう理由であれば、不適切というか理由として不適切というところで、否決といいますか、そういうものを一旦いただいて、上でもう一度出し直すべきだというような、形が今、多分会長がおっしゃられてるのだというふうに理解をしております。

ですので、一旦はこの今の代替え地という理由で、ご審議をいただきまして、内容としてはですね、今これも議事録に残しますので、内容としてはこの申請者さんがですね、田んぼを売買されること自体については問題がないんだけど、理由としては適切ではないということで、そういったような内容の審議結果になるのであれば、事務局としては、申請者さんにもう一度案件として出していただくのが適切かなということで、私の方で今ちょっと判断させていただきますので、ご理解いただければと思います。

よろしいでしょうか。

事務局

失礼いたします。

今会長の方からご提案をいただいたんですが、そもそもの議案の変更、この理由の変更自体を、まずは、お諮りをいたしま

して、その上で可決されれば、議案の理由の変更したものと
して、再度、これが売買していいものかということのご審議を
いただくというのはどうかというような、今提案をいただきました。

大変つたない運営で申し訳ないんですが、一旦そういった形
で会長のご配慮にゆだねさせていただければと思いますが、ど
うでしょうか。いいでしょうか。

すいませんではそのまま一度、もう一度審議のほうよろしく
お願いいたします。

議長

すいません今私申し上げましたのは、私6年間やらせていた
だいて、その中で何回か、議案の内容をこの場で変更されたこ
とあるんですよ。

内容は間違っていました。ほんでそれはおかしいなということ
で、ずっと法律を突き詰めていきましたら、やっぱりその農業
委員会のこの総会が最高機関なんだそうですわ。なんで、そこ
で議案の変更は認められると提案されて、委員が良いとおっ
しゃったら認められるという見解だそうでございますので、今
のことから言うと、これはもう出ちゃった以上、何とか通そう
とすると、この代替え農地を営農拡大にして、まず、この議題
として営農拡大として認めてくださいという話をして、皆さん
にお認めいただいたと。

たまたま今までもあったように、申請書とこちらの方で、書
き間違えてましたということで、こちらの方を、皆さんの寛大
な措置で、後から訂正していただければ、つじつまというのは
合うのかなと思っております。

だから、農業委員会のこの総会が最大の議決機関ですので、
そういうことでもしやらせていただければ、通るのかな、いい
のかなと思っておりますので、そこら辺とのご意見はいただけ
れば。

ありがたいと思うんですが、小澤委員いかがですか。

はい。

小澤委員 結局の回答でいいと思いますが、万が一ですね、相手方が挙手し、いや、といった場合、誰が責任取られるかということなんです。それだけ気をつければいいです。

考え方はね会長言われるように、やっぱし、うまく委員会を通すためには一番最良の方法だから、これでいいと思いますが、万が一相手方ね、私はそんなことは納得しないと言われた時に、事務局の方がね、何度言っても、うんと言ってもらえなかった場合、そういう場合を、皆さんの考えでね、まとめてもらえば結構です。

事務局 一旦ですね、この第13号議案につきましては、ちょっと保留いただきまして今、小澤委員の言われた通り、一度、申請者の方に、申請事由を変更していいかだけを事務局の方で確認させていただいてる間にですね、他の議案の方のご審議をいただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長 そうしましたら、ただいまの第13号議案以外を説明につきまして、何かご質問だとかご意見あれば、お願いしたいと思いますが。

よろしいですか。

議長 そうしましたら、私から3点ほど質問をさせていただきたいと思えます。

1番目の写真の、3のページ3から4の欠落、これについては先ほど配っていただきましたので、これで、いいです。

二つ目は、この図面を見ますと、3-5の図面見てください。この図面のところにですね平面図を、周りに5mと10m間の線で囲ってある部分があるんですよね。5m。これは何の線なんですか。これは、何か都市計画法による規制があつてなのか、建築基準法の日照条件なのか。そんなところは考えられると思うんですが、このラインの意味はどういう意味かなと。

北側の水田と、西側の水田が点線のラインで交わっておりますので、ここの部分につきまして、日照の問題が出るのではないかとということで、ご意見をいただきました。

現状こちらは計画図ということで申請者の方から市の方に計画図面ということでいただいているんですけども、ただいま会長からのご指摘がありました農業上の影響性というところで、計画段階のものでありますから、できる限り農業上の支障がない計画にご修正していただけるか、そういったところを事業者の方等に対して意見をお伝えするというところでさせていただきたいと思っております。以上となります。

事務局

あと3点目の水の取水の問題でございまして、すいません先ほど、説明が途中で止まって申し訳ありません。

こちら利用計画3の5ページの利用計画図をご覧ください。

こちら利用計画図をご覧ください、右下事業地の角の方なんですけれども、こちら一帯の水田の取水口としましてはこの事業地の右下の角ですね。少しちょっと不整形な形になっている部分があると思うんですけども、こちらの部分にですね、取水口ということで、非常に大きな取水口があります。

現状は南側から来た水が地下のパイプラインを通過して、こちらの取水口の方に水が出ておまして、ここから西側の方の水道に向けて田移しのような形で、水が排水されております。

今回、こちらの事業によってこちらの取水口の部分がつぶれてしまうということになりますので、この取水口から水を取り入れるために、事業者の方ですね、この図面の方で見ますと、事業予定地の南側道路付近ですね。このところに塩ビ管のパイプを埋設しまして、こちらの方から、この取水口から出る水が西側の水田に供給されるような形で、ただいまのところ、計画ということでお話をいただいております。

現状、塩ビ管を埋設するんですけども、どの程度の径の塩ビ管が適切かどうかということは、こちらの水田に対する流量などを計算して、これから正確な径を算定していくということ

で、これからちょっと詰めていくというような状況でございます。

なお、こちらの塩ビ管で西側の方に排水するんですけども、この途中途中に点検用の配管をつくりまして、例えばこちらの管が詰まったときなどには、高圧洗浄機のようなもので、勢いよく水をいたしまして、中に詰まったものを外側に出すというようなということで計画をしているとのことなんです。

私からは以上です。

議長

おわかりいただけたでしょうか皆さん。

1点目の先ほど質問いたしました3の5の、この図面ですね。平面図の周りにずっと縁が囲ってあるのは、5mと10mの線です。これは日照権だということでございました。そうしますと、その前の3の1を見ていただきますと、日照権が阻害するのがですね、南から当然太陽は上がって上がっておりますので、 、これが一部影響するんじゃないかと。大きい建物のすぐ西側、これは朝だけであります、これも日常は、日が当たらないということで、約10m幅でかからないということでございます。

当然ながらこの前に農業振興地域推進整備協議会の方で、当然のことながら協議をしていただいて、OKが出ておると思うんですが、そういったところの日照の問題、ため池からの排水の問題、こういったものも当然、考慮した上でOKが出たんだろうと思うんですが。

私から考えると、どうかと思うんですが。いかなるものでしょうか。そこまで考える必要ないのではない。農地に関わる問題ですので、これやっぱり我々が議論すべき問題ではないかなと思っております。

事務局

よろしいでしょうか。

ただいま、すいません会長の方からですねこちらの整理番号3番の の事業計画に対して、農業上の支

障が大きいのではないかとということで、ご意見をいただいたんですけれども、現在のところ、こちら農業委員会の方にかけていますこちらの案件につきましては、これから農業振興地域整備推進協議会というところで、農用地域の除外について、審査をする協議会の方に、農業委員会として意見を出すために、今皆様の方にご審議をいただいております。

農振協議会本体の方につきましては、来週の月曜日29日に開催を予定しておりますので、ただいま頂いたご意見等を農業委員会の意見ということで、協議会の方に意見を付すことができますので、そちらをもとにまた改めて農振協議会の中で、農業の影響などを審査した後、事業計画者の方に、事業計画の微修正など、変更を求めるような形で進めさせていただいております。

議長

それですいません。この日照権っていうのは、高さ、多分10m以上だと思うんですが、10m以上の建物を建てるときに、隣の人たちとの日照権を侵さないかどうかっていうことを図る必要があるんですね。

それは当時の日に、太陽がどっから上がってきて、どういうふうに進んできたときで、沈むまでの日中の間を全部、その建物の高さで全部測っていくわけです。

それで、今言ったように、10mは、日照権内だよっていうならば、その部分については冬至ですので、一番影が長いときに、そこまで影響しますよということは、建築基準法上の日照権の問題なんです。

ですから、そのことを考えると、西側の農地も当然東側から上がってきて、正午ちょっと前までは、この建物の西側は、当然影響を受けると思います。昼前から夕方までは、今度北側が、影響を受けるんじゃないかと思われまして。そういったことも、考慮して審議してくださいという要望はできるんですか農地農業委員会から農地の方へ。

事務局

はい。

ただいまの会長のご質問にお答えさせていただきます。

今回こちらの方で議案の方で議決していただく際に、そういった条件もろもろ含めて、農振協議会の意見という形で出すことは可能です。

先ほど会長の方からご意見というか、お話がありました通り、こちら一団の水田地帯ということで、このような場所に今回 XXXXXXXXXXさんが事業計画として出されたわけなんですけれども、実はこの地域につきましては、犬山市の都市計画マスタープランの方で、産業集積誘導エリアということで、都市計画法上の位置付けがされている地域でございます。市の都市計画部局としましては、そういった工業ですとか、そういった工場ということで、誘致したいということでエリアとして描いているわけなんですけれども、他の市内の水田地帯におきましてもこういった誘導エリアというのが実は幾つかあるんですが、そういったところにつきましては、都市計画法上の建築の要件が若干緩和されているという部分もございまして、今回こういった形で事業計画が出されてきました。

ですが、とは言うものの、こういった工場が建つことによって、農業上の支障というものが少なからず、絶対に出てくるものですから、こういった農業委員会ですとか、農振協議会の中におきまして、農業上の支障をできるだけ小さくするようということで、事業計画書の方には、意見指導を行っております。以上です。

議長

今聞きに行っていたら報告もまだ時間かかるようでございますし、他にご質問なければですね、一旦休憩に入りたいと思っております。

それでよろしいですか。

そうしましたら暫時休憩ということでどうぞ。

議長 課長さんたちも戻られましたので、先ほどの経過報告をして
いただいて、続いて地区審議に入らせていただきたいと思います。
それでは、事務局の方からよろしく申し上げます。

事務局 すいません大変ご迷惑をおかけしております。

13号議案の農地法第3条の部分なんですが、今連絡を直接
とらせていただいたのは代理人である行政書士さんですが、代
理人としてですね、理由部分も任されておりました、単にお母
様の土地からの代替えだったものですから、事の経緯を知って
たものですから行政書士の方で単にそういう事由で上げさせて
いただいたと。

本人さんとしては、息子さんですね、■■■■さんが農地を取得
できれば、理由としては、変更をするということでも全然支障
がないということで確認をとりました。

一応それが今ちょっと確認させていただいたことになります
ので、お願いいたします。

議長 そうしましたら、この第13号議案については、その修正理
由を、営農拡大にするということで議案を訂正してその上でご
審議をお願いしたいと思います。

そういうことでいいですか。

議長 そういうことでございますので13号議案から16議案、に
つきましては、市長説明と、質疑等は、終わったということに
させていただきたいと思います。

よって今から短い時間でございますが、45分まで地区審議
の時間を取らせていただきます。

45分から再開させていただきますので、よろしくお願い申
し上げます。

午後3時35分 地区審議

午後3時45分 開議

議長

45分になりましたので、再開させていただきます。

それでは第13号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について、意見の決定を求めます。

一番につきまして、楽田地区お願いいたします。

伊藤委員

先ほどからお話ありましたように可としますけども、来月、これを新しく差し替えたやつだけは、審議はしませんけど、変えたよという証拠として出していただきたいと。

その上で可とします。

議長

はい。

ありがとうございました。

今お聞きのように、この議案書をですね、差し替えるということで内容については了とするということでございます。

地区審議の結果を今ただいま発表していただきました。

ここで全委員さんにお諮りをいたしたいと思えます。

第13号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

はい。

ありがとうございました。

そうしましたら事務局差し替えの方、よろしくお願いいたします。

それでは、第13号議案につきまして、可と決定いたしました。

議長

続きまして、第14号議案。

農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について、意見の決定を求めます。

1 番について、犬山地区の内容となりますけれども、本日は犬山地区の委員のお2人は都合により欠席でございます。本日の犬山地区の議案につきましては、中立委員であります小澤委員より、意見をお願いいたします。

小澤委員

はい。

中立委員の小澤です。

本日欠席されている犬山地区の委員さんからは、異議は特にないということですので、番号1番について可と認めます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま小澤委員から報告がございましたように、可とするということでございます。

地区審議の結果発表がございましたので、ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第14号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

はい。

ありがとうございます。

それでは第14号議案につきましては、可と決定いたしました。

議長

続きまして、第15号議案。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から5番につきまして、犬山地区でございますので、小澤委員からお願いいたします。

小澤委員

はい。

中立委員の小澤です。

本日欠席されている犬山地区の委員さんから、異議は特にな
いということですので、番号1番から5番について可と認めま
す。

以上です。

議長

はい。

ありがとうございます。

6番から7番と、20番から21番につきまして、城東地区
よろしく願います。

小澤委員

はい。

6番7番及び、20番、21番について可と認めます。

以上です。

はい。

議長

ありがとうございます。

8番から15番につきまして、羽黒地区願います。

吉野委員

8番吉野幹雄です。

整理番号8番から15番につきましては、地区審議の結果、
可といたします。

議長

はい。

ありがとうございます。

続きまして16番から19番について楽田地区願います。
ます。

伊藤委員

審議の結果可といたします。

議長

はい。

ありがとうございました。

ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がありました。

ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第15号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

はいありがとうございます。

それでは第15号議案につきまして、可と決定いたしました。

議長

続きまして、第16号議案に入りますけれども、本議案につきましては、吉野委員、今枝推進委員が土地の所有者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律、第31条第1項により、吉野委員、今枝推進委員はしばらくの間、ご退席をお願いいたします。

議長

はい。

ご退席いただきましたので審議を続けます。

それでは、第16号議案。

農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について、意見の決定を求めます。

1番につきまして、犬山地区でございますので、小澤委員お願いいたします。

小澤委員

はい。

中立委員の小澤です。

本日欠席されている犬山地区の委員さんから異議は特にないということですので、番号1番について、可と認めます。

議長

はい。

2番につきまして羽黒地区お願いいたします。

澤野委員

6番澤野です。

整理番号2番、地区審議の結果、可といたします。

議長

はい。

ありがとうございました。

3番につきまして楽田地区お願いいたします。

伊藤委員

3番につきまして審議の結果可といたします。

議長

はいありがとうございます。

ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。

ここで全員さんにお諮りをいたします。

第16号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

はいありがとうございました。

それでは、第16号議案につきましては可と決定いたしました。吉野委員、今枝推進委員は席へお戻りをいただきます。

議長

吉野委員今枝委員が席をお戻りいただきましたので、続けて参りたいと思います。

次に報告事項について事務局より報告があればしてください。

事務局

はい。

報告させていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第8号農地法第4条第1項第7項の規定による農地転用届出書受理について、今月の案件は1件です。

続いて議案書24ページをご覧ください。

報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について、今月の案件は5件です。

以上報告します。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお受けしたいと思いますが。

はい。

小澤委員どうぞ。

小澤委員

25ページの1番ですが、受理月日は5年4月12日になっておりますが、4月の発生以降に開始してるんですね。

12日っていうのは何か理由は、前回に出されなかった理由を、はい。

事務局

小澤委員の質問にお答えします。

毎月ですね許可申請が1日から10日で受け付けをしております、それに合わせて届け出についても、10日までの受け付けのものに対してその月の案件に上げておりますので、4月の案件には4月10日までの受理のものは上がっているという形で今回4月12日のものは5月の案件に上げております。

以上です。

議長

はい。

そのほかにございませんでしょうか。

それではほかには質問等はないようでございます。

何もないようでございますので報告を終了させていただきます。

これで本日予定いたしました案件はすべて終了いたしました。

た。

これを持ちまして本日の会議は終わらせていただきます。